

会 議 録

令和2年5月12日作成

会 議 の 名 称	平成31年度第1回島本町子ども・子育て会議		
会議の開催日時	平成31年4月24日（水） 午後1時30分～午後4時		
会議の開催場所	島本町役場 地階 第五会議室	公開の可否	可
事務局(担当課)	教育こども部子育て支援課	傍聴者数	2名
非公開の理由 (非公開(会議の一部公開を含む。)の場合)			
出席委員	1 石田委員、2 浦田委員、3 中野委員、4 桺委員、5 吉崎委員、 6 小山委員、7 濱委員、8 大森委員、9 中西委員、10 横井委員		
会議の議題	1 島本町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書について 2 小規模保育事業の認可にあたっての意見聴取について 3 その他		
配布資料	【会議資料】 1 島本町執行機関の附属機関に関する条例（抜粋） 島本町子ども・子育て会議規則 2 島本町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書 3 小規模保育事業の認可にあたっての意見聴取について 4 事業所の概要及び認可基準の適合状況 5－① 小規模保育事業の事業者（るりの詩保育園） 5－② 小規模保育事業の事業者（ぬくもりのおうち保育若山台園） 6 島本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 （小規模保育事業A型分抜粋） 【その他】 島本町子ども・子育て会議委員名簿（平成31年4月1日現在）		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

事務局 定刻になりましたので、ただいまから、平成31年度第1回島本町子ども・子育て会議を開会いたします。

本日の会議につきましては、新しい委員になって初めての会議でございますので、会長が選出されるまでの間、事務局において議事の進行をさせていただきます。

私は、会長選出までの間、司会を務めさせていただきます、教育こども部子育て支援課の廣井と申します。よろしくお願いいたします。

始めに、出席者数の報告をさせていただきます。本日は、10名全員の委員に御出席を賜っております。

委員定数の過半数の出席がございますので、島本町子ども・子育て会議規則第5条第2項の規定により、本日の会議が成立しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、会議の冒頭に当たりまして、町長の山田から一言御挨拶を申し上げます。

【町長挨拶、事務局職員等紹介、委員自己紹介】

事務局 皆様、ありがとうございました。

それでは、続きまして、この島本町子ども・子育て会議の担任する事務についての概要を御説明させていただきます。

【資料1に基づき説明】

事務局 それでは、次に、会長の選出及び職務代理者の指名を行いたいと思います。

島本町子ども・子育て会議規則第4条第1項の規定により、子ども・子育て会議には、委員の互選により会長を置くこととなっております。

また、同条第4項の規定により、「会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理すること」としております。そこで、始めに、会長の選出を行い、続きまして、職務代理者の指名を行いたいと存じます。

まず、会長の選出についてでございますが、どなたかの御推選をお願いいたします。

委 員 事務局にお任せいたします。

事務局 ただいま、事務局一任とのお声がございました。ほかの委員の皆様におかれましては、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

事務局 それでは、子ども・子育て会議の会長といたしまして、事務局から石田委員にお願いしたいと存じますが、石田委員におかれましては、いかがでございますでしょうか。

(同意のうなずきあり)

事務局 ありがとうございます。

異議なしとのことでございますので、石田委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、会長が選出されましたので、島本町子ども・子育て会議規則第5条第1項の規定により、議長である石田会長にこれからの議事進行を行っていただきたいと思います。

石田会長、よろしくお願いいたします。

会 長 会長の御指名をいただきました石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

始めに、私から職務代理者を指名させていただきます。職務代理者は、小山委員にお願いしたいと存じます。

それでは、案件に入る前に、本日、傍聴の申出がございます。

島本町子ども・子育て会議の会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 それでは、傍聴を認めます。

傍聴者は、「傍聴の心得」を守り、傍聴していただきますようお願いいたします。

次第１ 島本町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書について

会 長 それでは、次に、「島本町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料２に基づきまして、御説明申し上げます。

【資料２に基づき説明】

会 長 ただいま、説明がございましたが、御意見、御質問のある方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

委 員 今現在、幼稚園が一つになりました。今年度から。それから、保育所は現状のままですね。２か所ですね。そのほかに、２か所小規模保育事業所ができたりしております。

定員をみんなクリアできているのかどうかというのと、先ほど説明の中にありましたけれども、待機児童が５０名あるということで、それは、今後どのようなことで解消されるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

事務局 保育施設の整備につきましては、昨年１１月に「保育基盤整備加速化方針」をこの子ども・子育て会議の中で御審議いただきまして、今、その計画に基づいて、粛々と事業を進めているところでございます。

幼稚園につきましては、第二幼稚園を今年の３月に閉園いたしまして、解体工事を進めるとともに、その跡に認定こども園を整備していただく事業者の選定作業に当たっているところでございます。平成３２年度中に、幼児教育の定員も含めまして、２００人規模での整備を予定しております。

それから、そのほかに、小規模保育事業所については後の案件にはなりますけれども、水無瀬の駅前とか若山台について、合わせて３１人の定員で拡充を図ろうとしているところと、あと、現第四保育所につきましては、今後も９０人規模で存続するのですが、一旦移転すると。

その跡地につきましては、今後民間の事業者を公募いたしまして、１５０人規模での認定こども園を整備したいと。それについては、平成３３年の４月から少し前倒ししてでも、というような思いがございます。

それから、今年の秋についてはＲＩＣホープ水無瀬保育園の整備もありますので、これ

ら全部が整備した場合については、定員が1,020人になります。

その1,020人ということについて、今後の保育ニーズの高まりに対して全て受入れができるかどうかという見込み、あくまで見込みでございますけれども、今後の開発等で一定の前提条件の下でどれだけそれが推移していくかということがございますが、最も多いパターンで、町内の保育ニーズについては、1,071人というふうに見込んでおります。

1,071人のニーズに対しまして、今申し上げた整備が全て進めば1,020人ですから、1,020人と言いましても、施設部分は余裕を持ったような体制、今も既存の保育所、教育施設自体も同様なのですけれども、定員以上に受入れをすることは法的に可能でございますので、1,020人という名目で整備し、1,071人というニーズに対して受入れをするということでございますので、平成33年度以降、待機児童については、一定解消する見込みで今計画を進めているところでございます。

以上です。

委員 51ページですね、幼稚園、保育所の子育て支援のところについてですね、「宿泊を伴う一時預かり」と書いている中、この中で宿泊を伴うものは、ショートステイ、と。

質問なのですけれども、ファミリー・サポート・センターの方は基本宿泊を伴わないと思うのですけれども、宿泊を伴うものも認めておられるのかということと、あと、ベビーシッターの方は、行政からどこか優良な事業所を紹介されたりしておられるのかというようなことと、52ページの方でショートステイの件数が書かれているのですけれども、ショートステイ、遙学園さんの方でされていると思います。認知度を上げるという面もあるのかなと思うのですが。

簡単にいうと、ファミリー・サポート・センターのお泊まりはあるのかどうかということと、ベビーシッターの斡旋をされているのかということと、もう一つは、ショートステイの件数は延べですが、人数でどれぐらいなのかということをお聞かせ願えたらと思います。

事務局 今頂いた御質問につきまして、まず51ページの大項目なのですが、「お子さんの不定期の幼稚園や保育所等の利用、宿泊を伴う一時預かり等の利用について」ということで、日中の預かりプラス宿泊、またはということで、ちょっと分かりにくい設問にはなると思うのですけれども、昼間の預かりと宿泊を伴うもの、両者にわたっての質問としてございまして、その中でファミリー・サポート・センターについては、委員がおっしゃるとおり、これは日中だけの預かりでございますので、基本的には、8時から17時、18時程度までの時間帯のお預かりということでございますので、宿泊は、メニューにはございません。

それから、ベビーシッターについて何らかの斡旋をということなのですけれども、確かに国として0.4%で上がってきてはいるのですが、本町でベビーシッターをされておられる方というのは行政では把握しておらず、噂というか、何らかの評判というのも私ども庁内では聞いたことはございませんので、口コミでそういったサービスがあるのでしょうか。結果的には、確かにこちらの方でベビーシッターという一部門を選択肢の中には御用意させていただいているのですけれども、役場としては、関知はいたしておりません。

それから、52ページのショートステイ、トワイライトステイについては、御指摘のと

おり、水上隣保館さん、遙学園さんと乳児院さんに対しまして、年齢に分けて日中の預かりであるとか泊まりということをお願いはしているところでございます。

本来、子育てに関する負担感を感じておられる方について、宿泊の間、親子関係を一旦クールダウンすることによって改善を図っていくという趣きもございますので、ショートステイ、トワイライトステイについては、定期的に本町で作っております「子育て支援冊子」であるとか、または、ホームページ上で情報提供はさせていただいているのですけれども、なかなか泊まりを御利用なさっておられる方というのはいらっしゃるという状況でございますので、今後については、十分なPRを図っていきたいと思います。

以上でございます。

委員 先ほどのお話で、核家族が進んでいて女性の社会進出というお話をしていただいたのですけれども、こちらの頂いた資料の皆さんが書かれた意見をずっと読んでいますと、私らの方も、毎年小学校、中学校、幼稚園、保育園で交流会を行っているのですけれども、そこから挙げられてくる内容とほぼ同じようなことがたくさん挙げられてきていると実感しました。

私たちが交流会をしていく中で、一番お母さんたちから聞くこととして、放課後の子どもたちが過ごせる場所がないという悩みが多くて、公園があまりないということとか、それから、だんだんマンションが増えてきて治安も心配だというようなことで、どんどん不安の方に発展してきているのですけれども、特に子どもたちが放課後過ごす場所がないというふうで、読ませていただいたら、児童館的なものが欲しいという希望が出ていますのですけれども、私もそれはすごく共感してしまして、核家族が進んでいるということは、結局おじいちゃん、おばあちゃんに見ていただくこともできないし、また、近所同士のつながりも薄くなっているということで、町の方で児童館等について何か御検討していただくような内容はありませんか。

事務局 児童館の整備についてですけれども、確かに5年前もしかり、以前の子育て支援プランの時にについても、児童館の整備はどうなのかという御質問を頂いております。

今のところ、子ども・子育て支援事業計画の中でも、教育委員会の中でも、まず何より待機児童のいる中で保育所を整備していかなければならないと。あわせて、幼保支援の中で、幼稚園についても整備をいうことではあるのですけれども、小学校でこういったハード整備であります児童館としては、近隣の市で整備されているのですが、本町は立ち遅れているような状況である、これは間違いないと思っています。小学生の方については、放課後いかに過ごしていくのかということで、一部保育に欠けるという方については、3年生から4年生ということで、土曜日の預かり、時間帯の拡充なども図っておりますので、一定ソフト面の整備は進んでいるかというのは思っているのですけれども、児童館と言われると、今のところ具体的な計画はないというのが正直なところでございます。

ただ、放課後、学童保育ではなくて、子どもがいかに過ごせるかということについては、教育委員会の中で放課後子ども教室という事業をやっております、治安も悪い中で、公園でボール遊びもできない、子どもはどこで遊んだらいいのかという課題もあります中、小学校については広い校庭がございますので、まずは、第一弾として、第一小学校については年間200日近く、2時間程度子どもたちのために校庭を開放いたしまして、自由に

学校で遊んでいただく。玄関では、シルバー人材センターの方などが、どの子どもが入り、どの子どもが帰宅したかというような、万一怪我をされた場合について対応をするのみで、あとは自由に子どもたちに遊んでいただいております。

これは、今、公園がない中、安心して遊べる場所がない中で、教育委員会としての定期的なサービスでありまして、第一小学校のほか昨年の2学期から第二小学校でもやっておりますし、第四小学校についてもそういった事業展開をしておりますので、児童館という建物ではないのですけれども、ほぼ毎日自由に遊べるような空間の提供ということでは、小学校の校庭開放を連日開けることができるのではないかと、そういう方向性で今議論を進めているところで御理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

委 員 今、委員がおっしゃられたことに関連しまして、児童館は、基本的には児童福祉施設、0歳から18歳までですので、就学前の子どもをお持ちの方のニーズも当然おありですけれども、小学校に行かれています方が、放課後、グラウンドで遊んだりというだけではなくて、中高生とかですね、若者もやはり居場所がない状況ですので、そういったところも併せて御検討いただけたらというふうに思います。

事務局 今の委員の御指摘に基づきまして、小学生だけではなく、中高生も視野に入れなさいよということでございますので、近隣での児童館についてどのような使われ方といいですか、整備内容なのか、また、リサーチを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

委 員 アンケートの後ろの方に、自由に意見を書いていただくところを読んでいたのですが、やはり一番最初のところに道路状況が悪いというのがありまして、まず子どもを産んだ時に歩道がないので危なく、ベビーカーで車すれすれのところをずっと通っていた。幼稚園に行くときは、子どもは自転車に乗せたり、バスに乗せたりするからいいのですけれども、小学校に行くときは、親の手を離れて学校まで行かないといけない。

その時に、やはり歩道がないから危ない。旗当番をやっている地区もあったり、毎日保護者が付いていく小学校もあったりするのですけれども、そうではない小学校区もありまして、道路状況をここで話すのはどうかと思うのですけれども、自分が子どもを産んだ時に、ここは道路状況が悪いと思っていたのが、そのまま今も同じことを保護者が書かれているのだと思います。

今日も、水無瀬駅のところの道路を普通に歩いていて、ベビーカーを押されている方が突然出てこられて、これ、自転車だったら完全にぶつかっていたというのもありましたし、駅の所の歩道が中途半端に切れていて、ベビーカーの小さい子どもだけではなくて、お年寄りの方も危険だなと。車すれすれのところを歩いていけないといけない。子育てしにくい町になっていないかと思いました。

以上です。

事務局 今の御質問いただきました、道路の交通状況につきまして、子ども・子育てに関して優しくないのではないかと御指摘であったかと思っておりますけれども、それらについては、自由意見でもいろいろ御意見いただいております。

アンケート結果を見ますと、90ページに書いてあるのですが、90ページを御覧いた

だきますと、「子どもの遊び場・安全確保について」という大項目がございまして、この中で、特に困ること、子どもと外出するときに困ること、困った経験については何なのかということで、一番多かった悩みが、真ん中辺りにある「買い物や用事等の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」、47.1%、これが1位でした。5年前、前回3位だったのですが、次、2番としては、「小さな子どもとの食事に配慮された場所（店）が少ない」が41.4%で、前回も2番でした。一番上にある「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」ということで、今、御指摘いただいたようなところで、ここは今回3位ではあったのですが、実は5年前では1位でございまして、1位から3位に落ちてはいるのですけれども、前回46.4%、今回38.9%、少し数字についてはダウンしていますが、誤差の範囲内ということで、引き続き前回と同じようなことで、やはり外出するときについての安全であったりとか整備については、子ども・子育てについて十分配慮がなされたようなつくりになっていないというようなことで、二つ目の選択肢も同じなのですけれども、「歩道の段差等がベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」が29.4%、前回35.3%ですので、若干低下はしているのですが、引き続き高い傾向にあるということでございます。

今般、「子ども・子育て支援事業計画」については、教育と、もう一つ大きな柱として健康福祉部が共に相当な施策を打っていくものではございますけれども、道路整備につきましてはまた別途関係部局がございまして、今回の自由意見やアンケートの中で相当数の割合、保護者、子育て家庭については懸案事項であるというふうに認識されておられますので、十分これらについては内容を伝えまして、この計画の中でどういうふうに具体化していくかといいますか、何らかのフィードバックは当然必要だと考えておりますので、計画の中でいかに盛り込むのかというのは、検討していきたいと思っています。

以上でございます。

委 員 いろいろな事が頭の中を巡ってくるのですけれども、現在の島本の田んぼや畑や山林などが埋め立てられて、昔のように子どもたちが子どもらしく遊べるような場所がどんどんなくなってきているように思います。

また、景観も変わってしまったのですけれども、子育てしていく中で子どもが安心して遊べる場所がないということとか、学校から帰って、お友達と心を開いた遊びができる場所がないというのは本当に悲しいことだと思いますし、親御さんとしてもそうですし、祖父母の立場である私たちとしてもすごく心が痛いことなのですね。

どんなに時代が進化して、変化していったとしても、子どもたちというのは、遊びを通して成長していくということに変わりはないと思いますので、やはりこれからマンションがどんどん建って行って、子育てをする人たちを受け入れるという状況が目前に迫っている中で、子どもの遊び場所がないということが島本のキャッチコピーにならないように、本当に今考えないといけないことだと痛切に感じるのですね。

私たちは、子どもの時にそういう場所で遊んでいたから今こうして大人になっているので、今の子どもたちにそういうものが与えられないということは、すごく残念でならないのですね。ですから、子どもたちが草を摘んだり、虫を捕ったり、林の中に入っていくたりできる場所を、きっと島本ならできるのではないかと考えて、皆さん来られていると思

います。そういう期待を裏切ることがないように、開発をしながらでも、そういうことに関しての配慮というのをやはりしていただかないと。

読んでいますと、子どもが成長したらここを出て行きますみたいなことが自由意見でも結構出ていましたので、せっかくこれを書いてくださった方々の気持ちを汲み取るように、町の方から何か返す言葉を用意して、皆さんに送り届けていただけたらと、本当に切に願います。よろしくお願いします。

委 員 今のお話と関連するのですけれども、私、大阪市内から島本町に来まして、本当に素晴らしい環境だなと痛切に感じました。ですから、本当にこの環境というのは、やはり守っていつてあげてほしいなという、ものすごく思いがあります。よろしくお願いしますと思います。

事務局 今の御質問の中で、遊び場がなくなっているということについて、まず先ほど申し上げたとおり、場というか、スペースに関しましては、校庭開放を更に小学校区で日数を拡充してということでございますけれども、自然体験ができるような環境を引き続き維持してほしいというような御質問であったかというふうに考えております。

委員がおっしゃったとおり、大阪市内と比べまして、島本町については、幸いながらまだまだ自然環境が豊かであって、近くに河川があり、山も迫っており、そういった自然の中で遊べるような空間が相当数ございますので、自然体験などができるような、庁内でも、環境の側面から、また、生涯学習の観点から、そういうアプローチの検討が必要になるかと思っておりますので、今後1年間のアクションプランの策定の中で、引き続き残るこの島本町の自然をいかに活用して、子育てのフィールドとしていくかということについて、検討を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

委 員 待機児童については、平成33年というか、しばらくしたら解消される見込みだというお話が先ほどあったのですけれども、その後、小学校にその子たちが入ったときに、また引き続き保護者の方が安心して働けるように、学童保育室にみんなが入っていけるのかとか。

あと、4年生まで学童保育だということですが、5、6年生になると普通に学校があるときであれば習い事とか行って、夕方2時間ぐらい過ごしてお留守番してねとかいうのも大丈夫だと思っておりますけれども、夏休みとか、学校が長期の休みとかにどういうふうに過ごさせたらいいかということが、多分不安になると思うのです。その辺りは、今後どういうふうになっていくのかと思います。

事務局 学童保育室についてですけれども、島本町内に大規模なマンションが整備されたということから、待機児童問題と同じようにハード整備を進め、受皿の拡充を図るということが喫緊の課題となっております、ここ数年については、第四小学校内で213人の学童保育室の整備が進み、今年度については、第二学童保育室を新設しまして、185人で校舎とは別に独立仕様で整備しております、今、学童保育については待機児童がない、なおかつ、4年生までの受入れが進んでいるというようなことで、ここ数年で大きく改善が図られたかというふうに考えてございます。

それと、1年から3年については、毎日の登室率が非常に高いのですが、先ほど申し上

げたとおり、4年生になってきますと、習い事や塾、スポーツなどで、登録はされているのですが、日々の利用者、登室率については下がってまいります。しかしながら、今回のアンケート結果では、やはり、拡充されるのであれば6年生までお願いしたいという御意向も一定あったということと、今、委員が御指摘になったとおり、5年生、6年生であったとしても、夏休みについては一日学校がないので、子どもの対応について何らかの措置をとということで御希望があったということで、それについては、受け止めて図ってまいりたいというふうに考えております。

ただ、施設のキャパシティであるとか、現時点での4年生の登室率については相当低いというようなことも鑑みまして、ハード整備の面も考えながら、今後、5年生、6年生であるとか、または、夏休みの対応についても、検討課題、調査研究を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委 員 少数意見といいますか、62ページの土曜日、日曜日の学童保育の要望といいますか、やはり、土曜日、日曜日が休みという方ばかりではなくて、水曜日が休みとか、月曜日が休みとか、そういった保護者の方もいらっしゃるわけでございますので、そういった保護者の子どもについてはですね、お父さん、お母さんが日曜日も土曜日も仕事をしていくところがないという状況でして、近所の友達の家に行って遊ぶというのが実状になっておりますので、そういったところにも目を向けていただければありがたいと思っております。予算とか人材とか、いろいろな制約があるものと思いますが、そういった少数のニーズに対しても、できるだけ目を向けていっていただければありがたいと思っております。

それと、もう一つ、90ページにですね、「まちなかで歩きたばこ等受動喫煙の配慮がされていない」ということで、31.2%出ているわけなのですけれども、近隣市などでしたら、駅前とかは、歩きたばこ禁止区域ということで規制されていまして、たばこを吸ったら罰金が取られるというような形になっておりますので、島本町においてもですね、そういった区域を設定していただいて、阪急とかJR、あの辺り一面をですね、歩きたばこ禁止の区域にすれば、たばこのポイ捨てとか、ないとは言いませんが、少なくなると思いますので、そういったことも御検討いただければありがたいと思います。

以上です。

事務局 まず2点頂いております、1点目でございますけれども、62ページで就学前児童の保護者に対するアンケートで、土曜日、日曜日・祝日のそういったサービスの利用についてということで、6割から8割の方については利用する必要がないというような、結果的にはなっているのですが、今、委員がおっしゃったとおり、様々な就労形態がございまして、土曜日、日曜日・祝日ともに御両親がお仕事をなさっていて、保育の必要性があるというような御家庭も当然あるかと考えております。予算の制約や人員の確保などの課題はあるのですけれども、多数ではなくて、少数派の意見についても耳を傾けた中で、計画策定については図ってまいりたいと考えています。

それともう1点、歩きたばこ、受動喫煙について、近隣自治体で条例化しているという動きがあるというように伺ったのですけれども、島本町については、そこまでの制度の

整備はなされておりません。本町におけます担当課といいますか、セクションに対しまして、今、委員がおっしゃったような、本町でそういった法律に上乘せし、自治体の中で一定のそういった厳格な対応が可能なのかどうか、どれだけそういった調査がなされているのか、この会議の中で御意見を頂いたということで、またお伝えはします。最終的にそれが具体化するかどうかということについては、やはり、現場の動きというのは今年度からでも段階を踏んでやっておりますので、一足飛び的にできるものではないと考えているのですけれども、担当課にそういった旨申し伝えておきます。

以上でございます。

委 員 直接このアンケートと関わりがあるかどうかはちょっと分からないのですが、去年の島本高校との交流会の時に、保育科の事について、向こうの先生がお話しされたのですが、保育科がせつかくある島本高校が町内にあって、保育科で学ばれる子どもたちと島本町に住む子どもたちとの交流とか、また、保育科で勉強された方が島本で実習されとか、何かそういう関わりを持たれることによって、ゆくゆくはどこか専門学校なり、大学なりで勉強された後、島本に帰ってきて島本の保育士さんになったり、教育関係の学童保育の先生になったりとか、そういういい流れをつかむようなことができればいいのではないかと私個人は思うのですけれども、そういう点について、どのように考えられていますでしょうか。

事務局 先ほど委員から御質問がございました、島本高校と本町の保育所との関わりについてでございます。

現状としまして、島本高校の保育専門科の在籍生につきましては、毎年度、本町の教育・保育施設での体験学習の一環で、町立保育所での保育体験の機会を設けております。

また、これは島本高校以外の一般の話ですが、大学で将来保育士を目指される方につきましても、本町内にお住まいであったりとか、以前本町に住んでいらっしゃった方が本町のところへ来て、実習の受入れというのを毎年行っております。

島本高校とのつながりで申しますと、高校在学時の体験学習で一度来て、大学でも保育士を目指される場合につきましては、引き続き保育実習においても、本町の公立保育所との結び付きを得ていただいて、場合によっては、それが就職に当たっての本町の保育所での保育士の活動ということにつながっていくのではないかと考えていますので、本町といたしましても、島本高校との取組というのは、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委 員 今、島本高校の話なのですけれども、保育専門コースですね、体験学習ということで依頼を私どもにいただきまして、先週教員さんが来られまして、いろいろ説明を受けました。

最終的に、高浜学園として体験学習の受入れをするということで、実は今日返事をするということになっておりまして、7月の23日から2週間、延べ24名の学生さんを受け入れることにいたしましたので、参考に御報告させていただきます。

会 長 その他、御質問、御意見のおありになる方ございませんか。

委 員 調査項目でですね、今とても話題になっている子どもの貧困ということについては、

項目上どこ辺りが貧困に関する・・・貧困は経済的なことだけではないですけれども、質問項目はどこになりますか。

具体的な自由記述の方ではいろいろなところに出てきているかと思うのですけれども、私も子どもを育てていた時に、インフルエンザの予防接種は、子どもは2回打たなければいけなくて結構お金が掛かりました。

自治体によって、高齢者は何らかの助成が出ているけれども、子どもは全然出ないとかいうところもあったりとか。また、一方で、助成が出たからといってですね、病院に行く時間がないということも、もう一つあるかと思いますので、それもまた大きな課題なのですけれども。

貧困とか経済的負担については、調査項目のどの辺りで見えていったらいいのかというのは、いかがですか。

事務局 貧困対策の関係に関しましては、本年度ですね、ひとり親家庭の計画を本町でつくっておりまして、そちらの方でアンケート調査をしてですね、ニーズを把握するというような形で。今年度、その計画、3期でしたかね、その分の予定をしておりますので、そちらの方で今回ニーズ調査をして、計画に反映、という形で考えております。

この担当課はですね、健康福祉部の福祉推進課というところになりまして、それから、同じようにですね、今回こういうアンケートそのものというのは、教育こども部の子育て支援課が進めていて、私の方が出席をしているような状況になっておりますけれども、情報提供、情報共有というのは、きちんとしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

会 長 その他、よろしいでしょうか。

ほかに御質問がないようでしたら、案件2の方に移らせていただきます。

健康福祉部においては、関係案件が終わりましたので、ここで御退出をお願いいたします。

次第2 小規模保育事業の認可にあたっての意見聴取について

会 長 それでは、次第に沿って会議を進めたいと思います。

案件2「小規模保育事業の認可にあたっての意見聴取について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「小規模保育事業の認可にあたっての意見聴取について」御説明させていただきます。

【資料3、資料4、資料5-①、資料5-②、資料6に基づき説明】

会 長 ただいま御説明を受けました。

子ども・子育て会議の意見を踏まえて、小規模保育事業の認可の決定と、利用定員の決定を町が行うということでございますので、御意見、御質問のおありになる方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

委 員 これを見ると、「適」、「適」、「適」となっているのですけれども、この「適」という

のは、物理的なものばかりなのですね。

私の思うところですね、これは小規模保育であるから「適」というのではなく、いわゆる普通の保育所であるとか、こども園などは、専門の審査委員というか、組織委員というか、物理的な面以外に、施設長であるとか、苦情処理の問題はどう処理するのか、組織はどうなっているのか、いろいろな観点から審査した上で、認可する、しないという判断を下すはずなのですが、これは小規模であるということだけで、そういったところの審査はどうするのですか。

この会議でやるといったって、資料がこれだけでは、物理的な判断しかできないわけですよ。例えば、第三者委員はどうされるのかとか、ここの法人の社会的責任の遂行状態はどうだとか。端的に言うとはですね、障害者雇用、法定雇用率は達しているのですかと。いわゆる地域での雇用、そういったハンデのある方たちの雇用を推進するというような取組も町としてやっているわけなのですから、そういったところの審査であるとか、施設長の資質の審査というのは、これではできないのではないかとということで、私はちょっと。

これは、もう一度、仕組みがですね、条例等の決め方が悪いのであって、小規模で保育してもらうにしても、こども園や保育園で保育してもらうのも、やはり一定水準以上の質というものを確認しないとですね、物理的なこういう基準だけで「はいOKですよ」というのは、いかなるものであるかというふうに思います。

以上です。

事務局 先ほどの委員からの御質問についてでございます。

今回、小規模保育事業所2園の設置に当たりましては、事業者選定の段階におきまして、委員会での検討を行っております。庁内会議ではございますが、部長級からなる審査会を開かせていただいて、その中で、事業者としての適合性等を総合的に判断させていただき、整備・運営事業者として本事業を担っていただけるものと町として判断いたしまして、実際に事業所開設に向けて行っていただいている経緯がございます。

このたび、それを踏まえまして、委員の皆様には、事業認可に当たりまして御協議いただきたいと思いますので、その点につきまして御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

委 員 そうすれば、小規模であれば、というような形でそういう判断をされるわけですか。

200人規模、100人規模、60人規模の保育所とか、こども園については、社会整備審査の委員会ですか、それで審査して、内容をこと細かく審議して、やるわけです。

例えばですね、施設長の面接はされましたか。資質を確認されましたか。苦情処理においては、法人などは第三者委員を設置しますというようなことはやっていますか。

例えばこれ、民間の株式会社となっていますが、運営委員会はどうされるのですか。運営委員会の構成は、どういう構成でされるのですか。保護者は、運営委員に入るのですか。そういったことの確認はどうされたのですか。

私も、子どもを育ててきて、今は孫の世代になっているのですけれども、そういったかわいひ自分の子どもや孫を預けるのですよね。極端なことを言えば、命が懸かっている。0歳、1歳、2歳の子どもたちの将来に大きな影響を与えるわけなのですから、規模の大小でですね、そういう選定の基準を、この場合はこちら、この場合はこちら、というのは、

私としては根本的に納得できない。

それで、このような形でどうしてもできないというのであれば、それこそ、いろいろな今後運営される上における不安を除くという意味で、保護者の皆さんとか、私も知る限りの知恵を出して、健全な運営ができるような方策を探っていきたいと思います。

ですから、今後もこういった形で、小規模であるとかそういうことに関して庁内だけで決めるのではなくて、やはり、外部の第三者的な方、専門家の方が入った形で審議してやっていかないと。

小規模だからいいのだということではですね、話にならないと思います。

事務局 ありがとうございます。

本町におきまして、小規模保育の実績といたしますか、経験がございませんので、いろいろと考えながら、試行錯誤の結果、今のこういったやり方で来ているということでございますので、先行している自治体のやり方については、今でも様々な情報提供を頂いておきまして、非常に勉強になっているところでございますので、今後、島本町でのこういった選定の在り方について、認可の在り方については御協議いただきまして、良い方向には向けていきたいと考えております。

それと、今回、小規模であるから庁内部長級の会議で選定すればよい、大規模になれば有識者会議でということについて、大きさ、大小に関わってそういった判断をしているわけでは決してなくて、こういった社会整備審査委員会という有識者会議を立ち上げたきっかけといたしますのが、平成25年ぐらいに高浜学園さんが島本町に参画される時に、その時については、博乃会さん自身がこの町内で事業展開したいということで、競合するものではなくて、公募という形式でもなかったのですけれども、だからといって、そのまま受け入れるのではなくて、有識者の方々の中で優等であるか、基準に達しているかということ、庁内の会合の中ではなくて、有識者の第三者の客観的な目でもって、専門的な見地から御判断いただきたいということから、社会整備審査委員会を立ち上げたところでございます。

そういった中で、確かに大規模につきましては、本町では小規模園以上にスキルがないと。今後も、この2年の間で加速度的に進めていくところでございますけれども、この前後にわたって園をつくっていくということについては、そうそう経験は、他市のようにはないような状況でございます。

そのため、小規模園につきましては、府営住宅分については審査委員会にまず諮り、その後、島本センターにつきましては、ぬくもりのおうちさんについても同じように、というところでございますけれども、その時点で既に本町では小規模については2か所整備を図ったところでございまして、今回、水無瀬の駅前について整備するというのは、もう既に本町の中で小規模は三、四園目ということで、一定のノウハウについては、町として蓄積されたものという判断の下、また、スピード感をもって事業を進めなければならないという観点から、小規模保育事業所につきましては、有識者会議ではなく、部長級からなる会議でもって、詳細な部分については御判断させていただいて、この児童福祉委員会に位置する子ども・子育て会議については一定交通整理をした上で、大局的な中で認可に係る意見を頂きたいと。そういった方向性でもって今回上程させていただいたものでござい

ますので、小規模であれば軽微な審査で済む、細かな書類を出さなくてもよいという考えでは、決してございません。試行錯誤した中で、このまま進めてまいりたいと思っております。

今後、委員の皆様から、より良い選考といえますか、認可に関する在り方について御意見を頂戴した中で、固定したやり方ではございませんので、様々な改善を図りながら事業については進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

委 員 今後、こういう小規模の保育所であるとか、いろいろなパターンがあると思うのですけれども、そういう開設については、やはり、専門的にそういったことを審議、検討、判断していく組織に任せていただかないといけないのではないかなと思うのですけれども。

確かに、先ほどおっしゃられた高浜学園を開設するときも、それはものすごく抵抗があったのですよ。行政が認可するのに、なぜそんな委員をつくらなければならないのかという意見が多分にあったと聞いています。認可が私たちの仕事だと。それは当然なのですよね。役場が、行政が認可する権限があるというのは当然なのですけれども、そこに至るまでに、やはり、ある一定規模以上の質の保育が保てるということを確認するために、そういう専門の委員会があるわけですから。今、現にあるわけですから。なぜそこに回さずに、そういった形でやるのか。

確かに、条例に書いてあるとおりです。条例の不備です。ですから、今後そういったところを改めていただくのであれば、いや、改めていただきたいと思っておりますので、御検討よろしくお願いいたします。

今回につきましては、附帯条件といえますか、要望という形で何点か皆さんからお聞きしてですね、いろいろな御意見、保護者の方もいろいろな御心配されているところもあると思いますので、なければいいのですけれども、あるようであれば、いろいろな観点からいろいろな意見を付けて、意見として許認可権のある行政にお返しするという形になると思いますので、そういった面では是非協力して、良い小規模保育の施設になるように協力して、みんなで見守っていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。この件については、これで結構です。

会 長 先ほど御質問がございました、施設長その他については問題がなかったというふうに受け止めてよろしいわけでしょうか。

事務局 施設長についてなのですけれども、それぞれ結果的には、南山城学園については、法人の中で様々な事業を行っている。保育の専門職ではないのですけれども、マネジメントであったりとか、各サービスを立ち上げる際の事業担当課長の方が、今回就任されると聞いております。

それから、ぬくもりのおうち保育若山台園につきましては、先行して島本センター内にあります、ぬくもりのおうち保育島本園の園長が、今回、若山台園に異動することによって施設長を行うということでございますので、こういった認可の中で面識がございまして、人物像等も十分把握した中で部長会議には諮っておりますので、資質として、施設長としての人物については確認したというような認識でございますので、御理解賜りたいと思っ

ております。

以上でございます。

委 員 正に今あるパターンでして、新しい園ができるので、既存の園から施設長を動かす。

そうしたら、元の園はどうなるのですか、ということです。元の園の施設長はどうなるのですか。ちょっと無責任ではないかというような気もするわけです。

私たちの考えで言いますと、セントラルキッチン方式。困ったことがあれば本部に聞くと。施設長が困ったことは全部本部に聞いて判断を仰がないと、何もできないというような保育園が増えてきて、いろいろな問題が起こってきております。

ですから、そういった問題を未然に防ぐには、やはり施設長の資質。そして、どこかの施設から来るのであれば、他の市から来るならいいですが、町内から来るのであれば、元の、抜けた後は大丈夫なのですか、ということまでも押さえないといけません。

それと、先ほども申しましたように、運営委員会、保護者も含めた運営委員会、施設長、そこで働く方、外部の方も含めた運営委員会が、年に2回とか、定期的で開催されているのですかということと、それと、苦情処理で第三者委員を設置しておられるのですかということですね。

それと、もう一つ。1個の株式会社は、相当多くの施設を持っています、人員等からみると、障害者雇用、法定雇用率を守らねばならないレベルに達しているのですけれども、そのところの責任は果たしておられるのですかと。そういったことまで踏み込んでいかないとはいけませんので、その辺のところを追加で、この業者、法人に質問といいますか、資料提出等を求めていただければありがたいと思います。

事務局 今、御指摘いただいた点につきましては、確認させていただいて、事務局の中で、それについてはチェックさせていただきたいと思います。

以上でございます。

会 長 その他、御意見、御質問。

委 員 やはり、働くお父さん、お母さんたちが安心して子育てができる島本町であってほしいと思っておりますし、私たちも子育てに関わる仕事の一人なので、小学校に上がってきた際には、これまで経験されてきた保育を学校の方でも頑張りたいというふうに思っています。

この書類を見せていただいて、ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、マンションの一室を保育ができるような形にされたということでしょうか。

委 員 どちらのことですか。

委 員 両方。

事務局 今回のるりの詩保育園、ぬくもりのおうち保育若山台園、いずれも、URの物件でございます。

水無瀬駅前のるりの詩保育園については、旧ハンバーガーショップのところを、もともと売店といいますか、商売をなされるような1階の店舗を、3つの部屋をぶち抜いて改修されると。2階以上については、住居でございます。

ぬくもりのおうち保育若山台園についても、若山台のURの物件で、1階については、食堂等が並んでいる旧パン屋さんがあったところなのですけれども、その部分について改

修を行いまして、保育園経営をするということです。

もともと小規模保育所については、平成27年度の子育て支援新制度が始まって以来、新たに立ち上がった事業なのですけれども、19人まで。府営住宅、町内で今まで行ったのは12名程度ということで、年齢的には0、1、2歳ということですから、スペースについては、狭小であっても開設できるということで、大規模な園のように、新たな建物を整備してということではなくて、今、御指摘があったように、マンションやこういったような店舗、テナントについて一部改修することによって、賃貸物件によって開設するというケースが多くございますので、今後、保育ニーズが、数年後、だいぶ先だと思いますけれども、低下した場合については、建物を建てるということではないので、フットワークは軽くできるということかなと。そういった店舗を借りてということでございます。

府営住宅の場合は住居を改修して、今回については店舗を改修して、というスタイルでございます。

以上でございます。

委 員 この2園について、始まる時間と終わりの時間を教えていただきたいのと、災害時の場合に、子どもたちがどのように避難をして、そして、どのように親御さんとのコンタクトを取るのかということを考えているのかを教えてください。

事務局 両園とも、開始時間は7時、閉所時間については19時でございます。

それと、災害時の対応についてなのですが、小規模保育園についても、同じように災害時避難計画については当然ながら策定されておりまして、0、1、2歳ということで、非常に小さいお子様ということで、それぞれの園ともに、避難車、子どもが6人から7人程度乗ってお散歩されている光景を見られことがありますけれども、そういったような車を使って、計画に基づいて子どもを避難させるということで、定期的に避難、防火訓練であるとか、不審者対応訓練であるというようなことで、日頃から訓練をしておりますので、そういったマニュアルに基づいて訓練し、実際そういった場面になった場合については、対応をされると考えております。

以上でございます。

委 員 場所を教えてくださいましたので、具体的にイメージができたのですが、ということは、上の階には一般の方が住んでいらっしゃるということで、どうしても、学校もそうなのですが、子どもの声が、それは子どもたちにとっては自然なことだと思うのですが、一般に住んでおられる方がどのように受け止めていただけるのかなということや、あと、どうしても小さい規模の保育所というのは、一旦卒園してまた新しいところに入っていくことになるわけで、子どもたちにとっては、その時、非常に大きく環境が変わることになると思います。

現在、保育を待っておられる方がたくさんいるので、何とかしなければいけない状況というのは重々分かるのですが、一旦出て、また入らなければいけないというところの精神的な負担、ストレスや、あと、子どもが2人おられたときに、こちらと別のところ、保育所二つ兼ねて通うということは、働いていて非常に厳しいことだということを御理解いただけたらと思います。

事務局 今回整備いたしました小規模保育所2か所につきましては、先ほども申し上げたと

おり、UR物件の1階の、商売で使われるようなところですので、もとより一定の音については発生するということと、躯体については、それなりの構造で整備されているものと認識しております。

現時点では、運営はこれからでございますけれども、こういう施設につきましては、一定音は出てくるのは事実でございますけれども、今後、運営に関して、るりの詩保育園、ぬくもりのおうち保育若山台園については、そもそも建物の成り立ちから、大きな問題にはならないのかなというふうに想定しているところです。

それから、先行的に実施しております、府営住宅の空き室を活用して小規模保育所を平成28年度に立ち上げたのですけれども、これについては、もともと人が住んでおられた1階が空いたのでそこに入り、改修し、2階には、通常どおり人が住んでいらっしゃるわけでございますので、子どもの泣き声等、振動が2階以上の方に迷惑にならないようにということで、運営事業者が、耐震工事の際に防音対策も十分に施されておりまして、天井、壁、床について二重にそういった対応をすることによって、音が外に漏れずに、共存、共栄できるというような形で、音などが外に漏れないようにということで、相当な費用を掛けて対策をされたと聞いておりますので、現時点で住んでおられる方について、大きな苦情というのは、既に2園運営しておりますけれども、聞いておりません。

それから、小規模保育の制度上、0、1、2歳ということでございますので、3歳になった時に大規模園に転園していただかなければならないというのは、制度上これはやむを得ないところではあるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、保育所や教育施設に入られるというタイミングは、1歳又は3歳ということで、3歳になった時に保育施設を考えられるというのが在宅から切り替えるタイミングでもございますし、小規模園から卒園され、3歳の時に大規模園に転入園される、又は在宅から3歳になった時に保育に入られるということですので、それほど齟齬はないかなと認識はしているのですけれども、ただ、やはり子どもも、感情というか情緒面で、今まで小さな部屋で保育を受けていて、大規模園に行くと、意外とストレスは掛かるのではないかなというふうに考えておりますので、送り出す側と受け入れる側の意思疎通を十分図って、子どもの特性などの情報共有を図りながら、ソフトランディングで受け入れるということで考えてまいりたいと思っております。

あと、もともと3歳になったときの卒園後の受皿の園と小規模保育園とは、連携施設としての協定を結んでおります。結んでいることによって、小規模保育園に入っておられる方にとっても日常的な付き合いがあるといえますか、園庭は小規模保育所にはないので、連携施設の親元の保育所で遊ばせていただくということで、子どもについては小規模施設にいる時分からなじみの施設になりますので、比較的大きな変化はなく、そのまま3歳児として転園はできるのではないかなというふうには見込んでおります。

以上でございます。

委 員 昔、子どもを幼稚園に入れる前に、1年間母親から離す環境をつくらないとなと思って、高槻の「ようちえんごっこ」という施設に入れたことがあって、その時に、やはりマンションの一室を使って、子どもたちを15人ぐらい集めて、2歳、3歳児を保育してくれる場所に入れたことがあったのですけれども、それは毎日のことではなかったので、

良かったといえば良かったのですがけれども、やはり預ける時に、ここの防火対策はどうか、遊ばせる場所はどうか、先生は子どもたちをちゃんと見てくれるのかとか、そういうことを全部保護者としては確認して。

なぜ選んだかという、保護者としては、口コミとかで「ここはいいところですよ」と聞いたら子どもを預けたくなるし、「ここはやっぱりダメみたい」というふうになると、やはり親としては、ここに預けられないとなったりするのですよ。

では、どういう人が預けるかという、もうここにしか預けることができないから仕方なく預けます、みたいな感じの人しかいなくなってしまった場合に、保育所に預ける子どもが減ったら、保育士もどんどん減らされて、結局、危険な状態になってしまうとか、そういうことも考えの中に入れていらっしゃるのでしょうか。

事務局 先ほどの委員からの御質問でございます。

当然、子どもを保育所ないし小規模保育事業所にせよ、預けるお立場からすると、子どもがどんな保育の提供を受けるかというのは、第一の課題であると思います。

そういった保育環境を気にされる方につきましては、当然その事業所がどういった環境、立地にあるのかとか、そこでどういった保育士さんがいて、どのような保育をされるかというのを入念に下調べした上で、お決めになられる場合があると。

ただ、その一方で、先ほど委員からも御指摘がありましたように、場所とかについて自分の注文というのを付けられない、どこでもいいから入れるところに入りたい、その結果、もしかしたら、一般的に口コミとしては余りよろしくない所に仕方なく入れるというパターンもあるかと思います。

ただ、そういったケースにつきましては、本町では、今回の小規模保育事業所も含めてそうですが、まず認可の施設・事業所でございますので、そういった施設面であったり、設備面、あと、人員面等につきましては、当然、一定条例に定める基準というのがございますので、そこはクリアしているからこそ認可するということが前提でございます。

子どもの数が少なくなると保育士も少なくなるのではないかとのことですが、当然これにつきましても、保育所や小規模保育事業所につきましては、子どもの数に応じた職員を必ず配置しなければならないということが、これも絶対的な義務としてございますので、例えば0歳児でしたら、子ども3人につき保育士を1人付けるということが基準としてございます。

例えば、0歳児は5人いますけれども、保育士が1人しかいないということは、運営としては決して許されることではございませんので、まずは、最低基準を当然満たした上での運営となっております。

ただ、そういった数字では表せない部分、保育の質とか、保育士の資質の面とか、数字ではなかなか表せない部分につきましては、本町につきましても、認可主体である町が毎年確認等を行う立場でございますので、そういった側面も含めて、事業所が少しでもより良い保育を提供していけるように注視しておりますし、もし、そこで何か是正すべき点がございましたら、日常的にもそうですが、場合によっては法的な方法も含めて改善を図ってまいるものでございますので、そういったところは、一定確保させていただいているところだけ御認識いただければと存じます。

以上でございます。

委 員 これを見せていただきまして、保育士さんの人数としては満たされているように思われるのですが、看護師さんはいらっしゃるのでしょうか。

例えば、0歳、1歳、2歳の場合、保育士さんもちろん大事ですが、体調管理の面では、やはり看護師さんがいらしてくださらないと。親御さんとしては、ちょっと熱っぽいからどうかなと思いながら預ける場合もあると思うのですが、そういう場合は、どのように考えればよいのでしょうか。

事務局 確かに、両園ともに看護師を常駐させているわけではないのですが、嘱託医の先生については契約を結んでおられますので、緊急的な対応はしていただけるということでございます。

もとより、保育所や小規模保育所については、看護師の配置については必須ではないのですが、もちろん配置した方がより望ましいというような認識ではございますけれども、今必置ではないという状況の中で、適、不適というところについては、引っかかってこないというふうに思っております。

ただ、子どもの様子について、何らかの動き、病状等がないかどうかということについては、ぬくもりのおうち保育は先行して園を運営されているわけなのですが、例えば、うつぶせ寝による（乳幼児突然死）症候群などもございますので、数分単位でチェックを図りながら、未然防止、何らかの事故が起こらないようにということで、相当慎重に保育をなさっておられるということでございます。

疾患であるとか、何らかのケガとか、そういったことについては、まず起こらないことが最優先ということで保育がなされているのですが、緊急事態になった場合には、病院等に連絡する、嘱託医等に連絡するというので、緊急的な対応については、十分そういった準備はされていると認識しております。

以上でございます。

委 員 関連しまして、同じく必置ではないのかもしれませんが、栄養士ですね。

調理師さんはおられるのですが、栄養士。メニューとか、栄養価のことについてのアドバイス、助言を受けられる体制についてどうなっているのかというのが一つですね、もう一つ、認可基準等のところに「保育従事者は全て保育士」と書いてございますが、るりの詩さんの方は、保育補助2名ですね。非常勤。

町として、保育補助というのは、どのような者であると想定されているのかということについて、質問させていただけたらと思います。

事務局 それぞれの園につきまして栄養士を配置しているわけではないのですが、るりの詩保育園につきましても、ぬくもりのおうち保育につきましても、本部がありまして、保育所だけではなく、保育所も含めて何園か運営をされている中で、中心部に栄養士がおり、給食については検討されて、現場において、調理師がそれを実際に調理していくというような方式を採っておりますので、調理師が栄養面を考えるのではなく、栄養士という専門職のアドバイスの下、そういう者が中心となって行っているということと併せて、連携施設の協定というのがありますので、町立の保育所なども小規模保育所と連携を結び、3歳以降の受皿という役割も果たしているのですが、本町の町立保育所で行っている献立

表とか成分表というの、小規模に対して情報提供して、お互いに情報共有して、取捨選択してより良いものについては取り入れていくということで、両方の連携でもってそういった面を補っていくと、そういう体制を取っております。

保育補助2名の考え方についてなのですが、本町の家庭的保育事業につきましては、保育士の配置について、特に1歳について、国の基準では6対1のところを4対1ということで、上乗せ基準でやっておりますので、実際のところ、国基準よりも町基準で計算しておりますので、人数が1人増となっているようなことで、それにつきましても、保育士のしっかりとした資格を持った範囲内で上乗せをしているというところでございます。

しかし、るりの詩保育園の保育補助というのは、それとは別としまして、特に人手が薄い夕方であるとか、昼間であるとか、そういったサポートが必要な時間においてのことで、必要な人員は全て保育士の資格を持っているわけですが、サポート面で保育補助の方をるりの詩保育園では配置しておられると認識しております。

保育補助でございますので、当然ながら資格を保有しているわけではないのですが、一定園の中で研修等をなされて、基礎的な部分については養成するような、そういった作業はなされていると認識しております。

以上でございます。

委 員 るりの詩保育園ですが、私ども高浜学園の連携施設としまして、今年2月に確約書の方を提出いたしました。

京都の事業者さんなのですが、昭和40年に障害者施設から発足されて、老人、そして、この保育業界ということで、事業展開されておられます。

保育につきましては、まだそんなに事業展開されていらない、3年ですかね。小規模が京都に確か3か所ですかね。それと、60人規模の保育園を1か所運営されておられるということで。

島本町で小規模保育ということで、いろいろと支援をお願いしたいということで、私どももできるだけいろいろな内容のこととか、子どもたちの集団保育の体験をする機会を与えたりとか、そういったことで、できるだけ支援はしていきたいと思っております。

それと、3歳児ですね。3歳児の受入れも継続的に行っていきたいというふうに思っておりますので、私どもも、できるだけ協力をしていきたいと思っております。

以上です。

委 員 2か所とも商店の跡でとのことなのですが、皆さん自転車に乗ってこられると思うのですが、駐輪場の確保とか、また、自転車を止めることで近隣とトラブルといえますでしょうか、近隣に迷惑を掛けるとか、そういったことは考えておかなくてもよいでしょうか。

以上です。

事務局 いずれの園につきましても、園舎の裏であるとか、入口のすぐ傍のちょっと奥まった所に、駐輪場とまでは言いませんけれども、駐輪できるスペースがございますし、来られる方についても、時間帯が集中しないだろうと考えられますので、例えば、道路上で違法駐輪するとか、そういう状況にはならず、十分安全に一定時間停めることができる所は確保していると考えているのですが。

既存の園の府営住宅についても、住居の中にそういったスペースを設けていて、開設以来もう既に2年半経っておりますけれども、駐輪等、違法駐車等で役場に苦情が入ったということはございませんし、島本センターにつきましても、センターの方に非常に御協力いただいております、建物のすぐ横に自転車を置く場所があって、歩行者や買い物客の邪魔になるというようなお声は聞いたことがございません。

今後開設される保育所についても、違法駐輪、違法駐車がないように、スペースは十分に確保いたしているのですけれども、近隣の方の理解があってこそその園の存続だと思っておりますので、十分配慮するように、園に対して申し伝えたいと思っております。

以上です。

委 員 一日の大半の時間を施設に預けるということで、やはり質ということも重要ですし、あと、0歳児から2歳児は、お母さんたちにとって初めての経験も多くて、いろいろと相談に乗っていただきたいとか、心配事とか出てくると思うのですけれども、それぞれの園で、そういう相談とか、そういうことに対していろいろ聞いていただける体制というか、そういうのもきっちりをつくられたりとかはしているのでしょうか。

事務局 今、委員がおっしゃっている質問のとおり、朝の7時から晩の19時まで、一番長い時間帯で御利用なさっておられているということですので、保育の質について、ただ預かるだけではなくて、やはり子どもの育ちを十分保障する保育の提供ということを考えておられると思います。

若いお母さん、子育て経験がまだ浅いというお母さんも多いだろうと思われるので、それぞれの園については、十分保育士にそのような研修を受けさせるとか、また、そういった経験を十分に積んだ者を職員として配置するということで、体制について十分に配慮すると聞いてはいるのですけれども。

相談に乗ってほしいということで、もちろん園自体が今まで培った経験、知識の中で保護者の相談などに回答していくというふうに思うのですけれども、先に申しあげました連携施設ということで、町立保育所について、こういった小規模保育所と横のつながりを非常に密に、今まで既存の園については取っております。

具体的な例で言いますと、既存の小規模保育所から、発達に不安のあるお母さんからどのような対応をしていったらよいのか、アドバイスがほしいと。

小規模保育所としましては、人員が少ない中で、専門職、障害児保育に非常に精通した専門職の方が園にはいないので、いかがしたらよいかということで、園から町立保育所に相談がございました。

町立保育所については、近隣自治体の中では特に歴史が長く、障害児保育、支援教育を長年やってきたという実績もございましたので、障害児保育専門の保育士を2名、臨床心理士も常勤に近い形で配置しております、ほかの園よりも、障害児保育に関する知識を非常に持っているというような自負はございまして、本町におきます障害児保育専任の保育士を小規模保育所に派遣しまして、園の保育士からの情報公開、親に対するアドバイスの仕方であったりとか、子どもの特性、その見方について、十分にアドバイスするというような策を今までさせていただいております。

園独自で、そういった資質の向上とか、相談体制を構築するというのもさることなが

ら、町内の町立保育所、ほかの園、様々なオール島本でそういう体制を組んでいきまして、保護者の支援に当たっていくというような、そういう考えでございます。

以上でございます。

委 員 小規模保育ということで、スペースは限られておりますので、相談室を設けるということではできないと思いますので、そういった場合は、町立保育所の部屋を借りて相談に乗るとか、そういったことも可能なのでしょうか。

事務局 相談室について、町立保育所を借りてはということでございます。

今までそういった要望については小規模保育所からはなかったのですが、子どもの発達であるとか、非常にナーバスな質問というのがあって、ほかの保護者さんには聞かれないとか、秘匿したいというような考えも当然ながらあるかと思います。

そういった中身について聞く場合は、場所としては、小規模保育所という一定限られた範囲内ではございますけれども、時間帯という考え方で、7時に閉所し、以降にそういう枠を取ってカウンセリングといいますか、相談の時間帯を取るというようなやり方をされているかと認識しております。

また、町立保育所の専門職としての保育士によるサポートという考え方とも合わせまして、もし、人的なサポート、また、場所的な部分でもサポートを得たいということであるならば、随時相談に応じていって、それはそちらの園の問題だからとか、そういったことではなくて、やはり連携施設ですから、法律で決められた受皿であるとか、保育士が足りない場合の代替保育であるとか、いくつかの連携施設としてのメニューがあるのですけれども、その辺については、臨機応変に助け合って保育を提供し、より良い保育が保護者に提供できるように、そういった狙いで行動していきたいというふうに思います。

以上でございます。

委 員 様々な部分で、小規模であることから連携をとということで、先ほどから皆様おっしゃられていて、町内の施設で連携をしていこうということは、私どももいつも大事にしていることではあるのですが、一方で、こちらのアンケートからも読み取れるように、保育士さんの労働条件が余り良くないのではないかとことを保護者の方が心配して書いておられるような実態がある中で、もともと手一杯のところにも仕事が増えるような形になるかと思うのですが、そちらの方の人員を増やすような計画も持っておられるのでしょうか。

事務局 今おっしゃっているのは、連携に当たっての人員の補充ということですか。

委 員 そうですね。相談に行くわけですから。

事務局 具体的に言いますと、そういった段階ではございませんが、今申し上げましたとおり、人員については、やはり町立保育所、大規模園でございますので、園の中で一般的にクラス運営をする者、また、障害児保育、地域子育て支援担当の保育士がいるということで、分野別に保育士を分けておりますので、殊更に連携施設専任の職員を増やすという考え方ではないのですけれども、その場、その場でいる保育士を活用して連携していくということでございます。ですから、そういう意味での増員というのは、考えておりません。

今、小規模園については確かに2か所ということでございますので、町立保育所で対応するにしても、職員は少なくても済むと認識しております。ただ、今回、3園目、4園目が

できるという中で、連携に当たっての職員が増えていくかどうかということについては、やはり、様子を見ながらということになってきます。

現段階で増員するという計画はまずないというのは、申し上げたいと思います。

以上でございます。

委 員 イメージとしてですけれども、町立保育所に本当は預けたかったのだけれども、定員がオーバーだったりして預けられないからここに預けて勤めに出ているというお母さんの立場で考えた場合ですけれども、やはり町の保育所に預けていたら、町の保育所のいろいろな行事に参加できたし、この第二保育所は第二保育所で、子どもまつりとかされるのですけれども、そういうふうな、子どもをもっと喜ばせてあげたいと思う親御さんたちが、ほとんど全員のお父さん、お母さんが来られて、ふれあいセンターで子どもまつりをするのですね。

そういうものが受けさせたあげたかったけれども、こういう小規模のところではしか預けられなくてかわいそうだなと、親としてはそういう気持ちになると思うのですけれども、そういう親御さんたちの気持ちもすくい上げてこそその子育て支援だと思うのですね。

ですから、どこかに預けられればいいという発想だけではなく、末永く子どもたちを見守っていくという気持ちで、すくい上げられる方法というのがないのかなと、今お話を聞いていてそう思いました。

どちらの施設も、目の前がバス停ではないかなと思うのですね。

私も保育士の経験があるのでよく分かるのですけれども、子どもを散歩に連れて行く時に、さあ行こうと思った時に、目の前にバスが来ている、人がざわざわしている、そういう中で保育士が散歩に連れて行くというのは、ものすごいストレスになると思うのですね。

ですから、保育士の人数が達しているからいいという感覚ではなくて、もう少し地域が守ってあげたいなというような、温かい雰囲気も出してあげないと。勤めに行くお母さんたちが罪悪感を感じながら出て行くというのは、あまり好ましいことじゃないという気がします。

そういう点で、もう少し配慮を何かもっと考えていただけたらと思います。

事務局 小規模保育所につきましては、第一候補として大規模園を望んでいたが、結果的には優先順位の関係から小規模保育所を選ばざるを得なかったというケースも確かにあるのですけれども、消極的な意味合いだけで小規模保育を選ばれたというケースが全てというわけではなくて、やはり、0、1、2歳ということで、まだまだ小さく、3、4、5歳になってきますと、さすがに義務教育を間近に控えているというようなイメージがあるのですが、0、1、2歳は、家庭の延長上ということで、住宅とほぼ同様な、自宅にいるのと同じような、ごくごく家庭的な雰囲気の中で保育が受けられるということで、あえて小規模保育を選ばれるというような御家庭もあるということです。それぞれの小規模としての特色は発揮されているかというのは思っているのですが。

ただ、第一希望として大規模園を希望していたが、結果的には小規模を選ばざるを得なかったということで、各種運動会など園で行われる行事に参加するような機会を奪われてしまったということについては、確かにあるかもしれません。

しかしながら、そういった部分について補うべく連携施設の協定ということでござい

すので、小規模については、園庭はないけれども、大きな保育所で園庭開放をやっている時に、小規模保育所の子どもたちが来て、一緒に在宅の子どもたちと遊ぶことによって、様々、発達により良い効果をもたらせているということで、連携することによって、そういった機会を補うような策は、一定できているかと思っております。

引き続き、横のつながりというのが充実するように、町立保育所についても、小規模園についても、また働き掛けをしていきたいと思っています。

それから、いずれの小規模保育所についても、前がバス停で、いずれにしても、商業地域ということでございますので、確かにそういった側面はあるかなというふうに思います。

保育士の人たちが子どもを散歩に連れて行く時に、そういったざわざわした空間の中で、子どもについても、ちょっと落ち着きがたいような雰囲気があるのかもしれないというのは、それは事実かも分かりません。

様々、島本町もありますし、大阪市もありますし、いろいろな環境の中に保育所があって、その環境に適合するような保育というのを数年掛けて創造していくというようなイメージを持っております。

今回について、ぬくもりのおうち保育も、るりの詩保育園も、近隣の商業組合等に対して御挨拶されまして、今回の小規模保育として開設を進めて、地域の中で発展していきたいからよろしく願いますというようなことで、御挨拶されておられると思いますので、今後、小規模保育所を核としまして、子育てに関するコミュニティができればいいかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

会 長 ほか、ございませんか。

委 員 保育士の成り手不足というようなことからですね、保育補助者として子育て支援員というのが国の方から資格化されているのですけれども、島本町さんでは、今回の保育補助者も、子育て支援員というのがどこまで資質を担保するようなものであるのかということもありますが、最低限基礎的な研修と、それから専門的な研修というのがありますので。

るりの詩さんでも、その保育補助者の方の園内での研修だけではなく、そういう子育て支援員の研修も受けられたらと思うのですけれども。

また、別の観点から、園だけではなくて、この地域全体でですね、子どもを見守り、支えていくという最低限のレベルの視点とかを皆さん付けておかれた方がいいかなと思いますので。

みんなが受けるチャンスがあればですね、いいなと思ったりするのです。そういう研修を受けるようなチャンスがあるのか、ないのかとかですね。できれば、保育補助のこの2名の方も、子育て支援員の資格を持っておられる方のほうが望ましいと思います。園で研修をしていますからOKとかではなくて、そういうふうに思ったりするのですが、いかがでしょうか。

事務局 子育て支援員につきましては、都道府県又は市町村等でそういった研修を施すことによって、保育所においてはやっていないのですけれども、順次対応して、一定必要な保育士の中にカウントできるというような制度であったかというふうに思っております。

大阪府の中で、子育て支援員につきまして一定国が示しているカリキュラムというのは、

相当な時間数、内容也多岐にわたっているようなところでございまして、島本町では、到底そういったカリキュラムを実施するようなものではないのですけれども、大阪府の中で、子育て支援員養成研修というのは、定期的に実施されております。

しかしながら、時間数が多いというのと、開催回数については頻回ではないというようなことで、現時点では、町立の保育所であったり、民間園であっても、子育て支援員について受講されているケースというのは、みられないのかなと思っております。

そういった支援員がいらっしゃるのあれば、保育士の資格を持っておらずとも、一定相当数の研修を受けられることによって、人数が確保されるというように考えているのですけれども。

保育補助者をるりの詩では使われるということでございますので、一定、子育て支援員の研修について受講することによって、更にステータスとしてアップすると言いますか、カウントには入ってきますし、資質の向上にもつながっていく、全体の資質の向上にもつながると思いますので、そういった研修の受講について、園で検討できるのかどうかということについて、投げ掛けはしていきたいと思います。

以上でございます。

委 員 ありがとうございます。

もう一つ、保育士の処遇改善のことですね、幼稚園ですと、教員免許なので免許更新制度というのがありまして、保育士の方は、資格の更新制度ではなくて、キャリアアップ研修というのを受けるようになっておりまして、大規模な園と比べて、研修に行く機会が保障されにくい環境にあるのかなと思うのですけれども、その辺のところ、やはり資質の向上をですね、日々いろいろなことに。

やはり、保育士の方も、日々学びたいというふうに思っていると思うのですね。自分をより良くするために。でも、研修に行く機会があるのか、ないのかとかですね。また、これは労働上の問題なので委員の専門かもしれませんが、研修に行く機会があったとしても、自分で有給休暇を取って行かざるを得ないという。各事業所で違うのかもしれませんが。

できるだけ、子どもを預ける側としても、長く保育士さんとして働いてもらうというのが一番いいなと思いますので、研修体制も是非、これから御指導いただけたらと思います。

事務局 小規模保育所につきましては、やはり少人数で行っておりますので、人員としても、なかなか代表的な対応というのが難しい側面は確かにあるかなと考えております。しかしながら、それぞれの園につきまして、人材の資質の向上というのは非常に喫緊の課題というように認識されておりますので、今後、定期的に、計画的な保育研修については履行されるというふうに聞き及んでいるのですけれども、それに加えて、町の子育て支援課主催の研修も、年に何回か行っております。

その対象者というのは、町立保育所、民間保育園、民間幼稚園、町立幼稚園、保健師、学童保育室の方、学校に対しましても声掛けを行っております。児童虐待や食物アレルギー、障害児保育、親支援というような、一番大きな課題となるような研修について、年に二、三回程度開催させていただいております。

小規模、園独自の研修の機会について今後整備するということとは、こちらの方

からも指導はしていくのですけれども、町主催の研修会についても、是非声掛けをさせていただいて、もちろんその間の人員的なローテーションということも当然ながらあるかと思うのですけれども、研修の機会については、町からも十分に提供していきたいと思えます。

以上でございます。

会 長 ほか、ございませんでしょうか。

それでしたら、私の方から、最後に1点になるかと思えますけれども、確認させていただきたいと思えます。

図面、資料5-①となっております、るりの詩保育園さんの方なのですが、幼児のトイレが右の方にありまして、その手前が0歳、それから1歳、2歳とあるのですけれども、トイレトレーニングを一番する年齢の子たちがトイレから遠いといひますか、0歳の所を横切っていかなければいけないような状況になっているのかなと。

図面がありますので、これで決まりということなのかもしれないのですけれども、その辺りの、子どもの安全ですとか、保育の妨げにならないかというような御配慮、確認いただければと思えます。

その点、ぬくもりのおうち保育若山台園の方は、もう少し配慮されているような感じがしまして、トイレに関しても問題にはならないような気もいたしますので、申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局 今おっしゃっていただいた、るりの詩についてなのですけれども、図面のとおり、御指摘のとおり、左側から、2歳児、1歳児、0歳児のスペースがあり、その奥にトイレがあるという状況でございます、これについては、3つの店舗の壁をぶち抜くことで、これだけの空間を確保しておりますので、間については、物理的な壁はないのですけれども、簡易可動式のパーテーションのようなものを整備することによって、各歳を区分するというような、恐らくそういった方式で保育されると思うのですが。

2歳児がトイレに行くに当たって、1歳児、0歳児のスペースを横切っていくというように、安全面についても、配慮は当然ながら御指摘のとおり必要かなと思っております。

0歳児がどのようなゾーンで寝ていくのかとか、また、2歳児についての動線につきましては、運営の中で事故等がないように、また、2歳児が安全にトイレトレーニングができるようにということで、構造上の制約はあるかなというふうに考えているのですけれども、そういった観点から、保育計画については構築するようにということで、指導はさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

会 長 ほか、特にございませんでしょうか。

そうしましたら、今出た意見を踏まえて、認可と利用定員の決定について事務を進めるようお願ひいたしたいと思えます。

ほかに御質問がないようでしたら、案件3に移らせていただきます。

次第3 その他

会 長 それでは、案件3「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 この会議の次回開催予定でございますけれども、5月下旬から6月初め頃に、改めまして設定をして、開催したいと考えておりますので、またよろしく願いいたします。

会 長 そうしましたら、本日の予定案件は全て終了いたしましたので、子ども・子育て会議は、これで終了させていただきたいと思います。

どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。